

避難所における 感染症対策マニュアル

令和2年7月（暫定版）

戸田市 危機管理防災課

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する状況下で、大規模災害が発生した場合、避難所の開設・運営には、感染症対策に配慮した対応が重要となります。

避難所には、不特定多数の方が避難することから、感染症の感染拡大リスクは高まります。また、密集した環境での集団生活や、断水などによる衛生環境の悪化により、避難所内において感染症が蔓延することも考えられます。

このマニュアルは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を徹底するため、感染症予防と蔓延防止のための対策を中心に、避難所運営の手法についてまとめたものです。

一人ひとりが感染状況を踏まえた適切な避難行動を行うとともに、避難所では、避難者自身も感染しないための対策を行うことや、避難所に関わる人全員で感染予防に取り組むことが、避難所内での感染症の蔓延防止、ひいては、大規模災害発生時における感染症の感染拡大防止につながりますので、このマニュアルをもとに、感染症対策を徹底した避難所運営を実践してください。

なお、このマニュアルは、令和2年7月現在のものであり、今後、国・埼玉県の通達・指針の修正・追加・変更に基づき、適宜、更新していくものとします。

目次

| | | |
|-------------|---------------------------------------|-------------|
| 1 | 災害が起こる前に確認しておくこと（事前確認） | P. 1 |
| 2 | 感染症対策用品を備蓄しておきましょう | P. 2 |
| 3 | 避難所の開設・運営 | P. 3 |
| | ■避難所の受付 | |
| | ■避難所の開設 | |
| | ■避難所の運営 | |
| 4 | 避難所運営者の準備 | P. 6 |
| 5 | 新型コロナウイルス感染症を疑う症状のある方の対応 | P. 7 |
| 参考資料 | 新型コロナウイルスの感染症対応時の避難所レイアウト（例）ほか | |

1 災害が起こる前に確認しておくこと（事前確認）

■在宅避難と分散避難

○在宅避難

自宅が安全であることが確認できる場合は、無理に避難所へ避難することはありません。感染症の感染リスクを避けるためにも、自宅での生活（在宅避難）を検討してください。

在宅避難をしている場合（避難所で避難生活を送っていない場合）でも、近くの避難所で、食料や飲料水、生活物資などをお受け取りいただくことができます。

○分散避難

被災していない地域の親戚宅や友人宅、知人宅等への避難が可能な場合は、そちらへ避難することも、感染症の感染リスクを避ける方法の一つとなります。

あらかじめ、親戚や友人に連絡を行い、有事の際には避難させていただくことを相談しておきましょう。

■危険が迫っている場合は、躊躇せず避難所へ

人がたくさん集まる避難所などは、自宅や親戚宅・知人宅と比較すると、感染症の感染リスクは高まりますが、感染リスクを恐れるあまり、危険が迫っているのにも関わらず、避難所への避難を躊躇することは、命を危険にさらすことにもなりかねません。

災害の発生や危険が迫っている場合は、躊躇せず避難所へ避難するなどの身の安全を守るための最善の行動をとってください。

■戸田市ハザードブックの確認

戸田市で起こり得る災害の特性や自宅周辺の危険箇所、避難所の場所や避難経路、非常時持ち出し品の確認、備蓄食料や飲料水の賞味期限の確認などについて、「戸田市ハザードブック」で確認しておきましょう。

また、災害発生時の家族の対応や約束事、連絡手段などを、あらかじめ確認しておきましょう。

2 感染症対策用品を備蓄しておきましょう

災害発生時への備えとして、感染症対策用品を備蓄しておきましょう。

避難所に避難する際は、各自で、感染症対策用品を携行するよう心掛けてください。

各避難所には一定数の感染症対策用品は備蓄していますが、数に限りがありますので、避難者が多数避難されてきた場合や、避難所での生活が長期にわたる場合などは、不足することが想定されます。

一人ひとりが、感染予防に努めることが感染拡大防止につながりますので、感染症対策用品を非常時持出品に加え、避難所へ持参するようにしましょう。

■感染症対策用品（例）

- マスク
- アルコール消毒液
- 除菌シート
- ハンドソープ
- せっけん
- ウェットティッシュ
- ペーパータオル
- 使い捨てビニール手袋
- ビニール袋
- タオル
- スリッパ
- 体温計

※用意した備蓄品をチェックしましょう。

※感染症対策用品以外の非常時持出品は、「戸田市ハザードブック」（59 ページ）
をご確認ください。

3 避難所の開設・運営

■避難所の受付

○できる限り密にならない場所に避難所入口・受付を設置する。

○避難者が受付に滞留し、密にならないよう受付フローを工夫する。

『検温』『手指の消毒』『避難者カードの記入・提出』『避難スペースの誘導』
といった避難者受付の流れを作り、動線を確保する。

○避難者受付時に、検温を行い、避難者の体調確認を行う。

○発熱や咳などの症状がある方は一般の避難者とは別の受付へ誘導する。

発熱や咳など、新型コロナウイルス感染症を疑う症状のある方や濃厚接触者は、
受付や専用の生活スペースを設け、誘導するための動線を分ける。

できる限り、個室や専用スペースで、一般避難者との生活空間を分ける。

同じフロアで分ける場合は、パーテーションで区切るなど、工夫して対応する。
専用トイレの確保にも努める。

○受付担当者の人員を増強する。

これまでの避難者受付と比較し、検温や健康管理、受付の滞留防止やスペース
確保など、対応が多いことから、受付担当者の人員増強に努める。

■避難所の開設

○避難者の生活スペース同士の間隔を確保する。

養生テープなどにより、通路を確保しながら、避難者の生活スペースを明示する。一般的には、3メートル×3メートルの生活スペースとし、人数に応じ、スペースの広さを調整する。スペース同士の間隔・通路は1～2メートル確保する。

○避難生活に必要なスペースそれぞれが密にならないように配慮する。

受付や生活スペースのほか、トイレや手洗い場、更衣室、洗濯場・物干し場、ゴミ置き場などを設置する際、それぞれが密にならないような工夫に努める。

【参考】

- ▼ 新型コロナウイルスの感染症対応時の避難所レイアウト（例）ほか
(『内閣府・厚生労働省資料』)

○発熱や咳などの症状がある方は一般の避難者とは別の場所へ誘導する。

発熱や咳など、新型コロナウイルス感染症を疑う症状のある方や濃厚接触者は、別の棟や階、部屋で生活スペースを確保する。
別室が確保できない場合は、パーティションで区切るなど工夫し、感染が拡大しないよう努める。専用トイレの確保にも努める。

○一般避難者と発熱や咳などの症状がある方の生活ゾーンを分ける。

一般避難者と、新型コロナウイルス感染症を疑う症状のある方や濃厚接触者は、生活ゾーンを分け、出入口・通路・トイレなどを別々に用意することが望ましい。

○食事スペースは設置しないことが望ましい。

食事スペースは、密になりやすいので設置せず、それぞれの避難者の生活スペースで食事するように働きかける。

■避難所の運営

○避難所内の定期的な換気を行う

○マスクの着用を徹底する

○手洗い、咳エチケット等を徹底する

○日常用品は共用しない

トイレの手拭きタオルなどは共用せず、自分のタオルを使用するよう呼びかける。

○感染症予防を啓発する

共用スペースや避難者が目にしやすい場所に、感染症予防啓発ポスター・チラシを掲示する。

○避難者自身に、毎朝検温を実施し、健康管理を行うよう呼びかける

○複数の人が触れる場所や物品等を消毒する

複数の人が触れる場所は、ウイルスが付着しやすい箇所ですので、消毒液で定期的にふき取りを行う（1日3回程度）。

【ウイルスが付着しやすい箇所】

水道の蛇口・トイレの流水レバー、ドアノブ、スイッチ、共用テーブル、イス、階段手すり、窓口カウンター、エレベーターのボタン など

○人との間隔は、できる限り2メートル以上空ける

避難者同士の生活スペースの間隔を、できる限り2メートル以上離すようにする。生活スペースをあらかじめ、養生テープで囲っておくと効果的。

○密集状態を作らないように配慮する

食料や備蓄品の配給時など、列に並ぶ際は、前後に2メートル以上間隔をつくる。また、分散して受け取りに行くようにし、密集状態を作らないように努める。

4 避難所運営者の準備

○感染症対策を徹底し、感染症対策防護具を着用する。

- 手指の消毒
- マスクの着用
- ビニール手袋の着用
- フェイスシールドの着用
- ガウンの着用

防災備蓄倉庫には、以下の用品を備蓄しています。

必要に応じ使用してください。また、不足する際は、市災害対策本部へご連絡をお願いします。

避難所運営者用として備蓄している物で備蓄数に限りがありますが、避難者の感染防止のため、くしゃみや咳をしている方へはできる限り配付してください。

また、消毒液は、在庫状況を考慮しながら避難所内の衛生管理のため使用してください。

【備蓄品】

- マスク
- ビニール手袋
- フェイスシールド
- ガウン
- 消毒液

5 新型コロナウイルス感染症を疑う症状のある方の対応

○健康状態の確認

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いたるさ（倦怠感）、高熱などの強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い症状がある場合
※重症化しやすい方は、高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）などの基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方が該当します。
- ・上記以外で、発熱や咳など、比較的軽い症状が続く場合
※症状には個人差がありますので、症状が続く場合は症状の軽い強いに限らずすぐに相談するように呼びかける。
解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様に対応する。

○発熱や咳などの症状がある方は一般の避難者とは別の場所へ誘導する。

発熱や咳など、新型コロナウイルス感染症を疑う症状のある方や濃厚接触者は、別の棟や階、部屋で生活スペースを確保する。
別室が確保できない場合は、パーテーションで区切るなど工夫し、感染が拡大しないよう努める。専用トイレの確保にも努める。

○新型コロナウイルス感染症を疑う症状のある方の報告

避難者に、新型コロナウイルス感染症を疑う症状が確認された場合、直ちに、市災害対策本部へ連絡を行い、指示を受ける。

▼戸田市災害対策本部 (TEL048-441-1800)

【参考】

▼埼玉県南部保健所 TEL048-262-6111

▼新型コロナウイルスの感染症県民サポートセンター TEL0570-783-770

新型コロナウイルス感染症を疑う症状がある場合の対応

原則：避難者自身と自宅の安全が確保できていれば「在宅避難」を勧める

※希望があれば在宅避難者として「避難者カード」で受付をする

① 避難者の健康状態を確認

- 避難受け入れ時の確認
- 定期的な健康状態の確認
- ※必要に応じて「避難者カード」に健康状態を記入し、分けておく。

疑いなし

- 通常の避難スペースへ
- 2m程度の間隔を確保
 - 避難所内の十分な換気

疑いあり <以下の症状が確認された場合>

- 「息苦しさ」「強いだるさ」「高熱」などの強い症状がある。
- 発熱や咳などの比較的軽い症状が続いている。
- (高齢・基礎疾患がある・妊婦の方)発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある。

② 対象者の隔離措置

- 一般の避難者と居室を分け、可能な限りフロアを分ける。
- 経過観察中の接触を避け、食料の配給は手渡ししないようにする。
- 一般の避難者とのトイレの共有を避ける。
- ※感染が疑われる人と同居の家族がいる場合も、可能な限り同様の対応をとる。

③ 避難所から市災害対策本部へ連絡

④ 市災害対策本部から保健所等へ連絡

- 南部保健所 (TEL : 048-262-6111)
- 新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター (TEL : 0570-783-770)